

佐賀県告示第 143 号

佐賀県家畜伝染病予防法施行細則（昭和 31 年佐賀県規則第 44 号）第 11 条の規定に基づき、蜜蜂の腐蛆病のまん延を防止するため、蜜蜂等の移動の制限について次のとおり定め、平成 25 年 3 月 30 日から施行する。

なお、みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する移動制限（昭和 31 年佐賀県告示第 99 号）は、平成 25 年 3 月 29 日限り廃止する。

平成 25 年 3 月 29 日

佐賀県知事 古 川 康

## 1 制限の対象

蜜蜂（蛆を含む。）その死体又は蜜蜂についての腐蛆病の病原体を広げるおそれがある物品（巣箱、巣枠、巣脾<sup>ひ</sup>、蜜ろう及び蜂蜜（以下「蜜蜂等」という。））

## 2 蜜蜂等の移動の制限

### (1) 移入の制限

県内へ移入しようとする蜜蜂等の所有者又は管理者は、移入直前の飼育地を管轄する都道府県知事、家畜保健衛生所長、家畜防疫官又は家畜防疫員の発行する腐蛆病検査証明書<sup>ひ</sup>を有し、かつ巣箱ごとに腐蛆病検査済証を添付しなければならない。

### (2) 移動の制限

蜜蜂等の腐蛆病が発生した場合において、別に知事が告示した地域内の蜜蜂等の所有者又は管理者が巣箱を移動させようとするときは、当該所有者又は管理者は、家畜保健衛生所長の発行する腐蛆病検査証明書（別記様式第 1 号）を有し、かつ巣箱ごとに腐蛆病検査済証（別記様式第 2 号）を添付しなければならない。ただし、家畜防疫員の指示により移動する場合はこの限りでない。

別記様式第 1 号

佐賀県	発行 第 番号	号	腐蛆病検査証明書		
所有者（管理者） 住所及び氏名					
検査場所		検査年月日	年 月 日		
飼育群数	検査群数		その他		
<p>上記の蜜蜂等については腐蛆病検査の結果異常のないことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">家畜保健衛生所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>					
移動先地名					
到着地名		発送地名		移動の方法	
<p>注 1 この証明書は、移動時常に携行し、移動先に到着後直ちに最寄りの家畜保健衛生所長又は都道府県知事に提出すること。</p> <p>2 この証明書の有効期間は、発行の日から 30 日とする。</p>					

別記様式第2号

発行番号第	号				
		腐蛆病検査済証			
		佐賀県			
			年	月	日
		家畜防疫員			印

← 11 センチメートル →

↑ 4 センチメートル ↓